



Lloyd's
Register

〒220-6010

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 10F

電話: 045-682-5271

FAX: 045-682-5253

W04835364 号-3

日本原燃株式会社 殿

2017年9月1日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦

Lloyd's Register Group Limited
Inspection Services Japan

2017年度 第1回定期監査 報告書 (その3) 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4-108
監査名	2017年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その3) 濃縮事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所	
監査実施日	2017年7月11日～7月14日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2017年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃（株）（以下、JNFLと記す）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、2003年の「プール水漏洩」事象に対する「品質保証体制の改善策（小分類レベルで32項目）（以下、「改善策」と記す）」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン（※）（以下、「アクションプラン」と記す）」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、再処理事業部からの水平展開という位置づけでアクションプランに対応していました。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム(以下、「QMS」と記す)の対応状況、再処理事業部のミニ工場化による組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブル／不適合に対する改善活動等が代表的なものとして挙げられます。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認し、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査においては、安全・品質本部の保安活動における不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受け、その結果として、原子力規制委員会から報告徴収命令が発せられた経緯があります。これによって、JNFLが経営の最重要課題として全社をあげて是正措置等を迅速かつ確実に実行すること、並びに会社全体として実施する継続的な改善活動も進めるとの決意をされた状況に鑑み、LRとしてもこの事態を念頭に置いていた上で監査に臨むこととしました。

2.2 2017年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを基本的な視点としました。

加えて、上述のごとく、保安検査において重大な問題提起がなされたことから、さらに保安活動に踏み込んだ監査とすべく、「各事業部、本部および室の保安活動が継続的に改善されている状況（特に安全品質本部、監査室は是正措置活動の実施状況を含める）」を主要な視点としました。

また、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」については、引き続き監査対象としました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第1回定期監査の実施項目を表1に示します。

表1 2017年度 第1回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正措置状況等)が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他(教育・訓練、力量管理の状況等)	○

なお、前回までの監査結果で指摘事項がないので、フォローアップの対象はありませんでした。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査(現場監査を含む)を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとしました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部門によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要です。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

濃縮事業部に対する監査実施項目は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、このたびの被監査部署は 4 部署でした。

監査結果を添付 1に、今回の監査における提言事項を添付 2に、良好事例を添付 3に、監査日程と出席者を添付 4に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」及び「観察事項」は観察されませんでした。なお、5 件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付 2 (提言事項)をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる 2 件の「良好事例」を添付 3に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況

品質目標／業務目標の活動項目として計画された日常業務は、当年度における重要課題を初め、従前より継続的に取り上げられている課題などが取り上げられております。いずれも基本的には定められた要領・手順などに基づいて展開され、活動の進捗遅れやトラブル発生時の対応についても、是正あるいは計画の見直しが意識されている状況が観察されており、全体としては PDCA サイクルに沿って業務が遂行されている良好な状態と捉えることができます。

なお、対話活動アクションプランなどの計画に対して遅れが生じた場合に、その原因を明らかにした上で計画の見直しをするなど、何らかの改善を行うことが期待されます。

(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況

保安活動の継続的な改善状況として、報告徴収に係る是正計画に基づく改善活動、並びに保安検査での指摘事項に対する是正活動のいずれについても、それぞれの部署における品質目標の主要な活動項目として取り上げられており、真摯な取組み姿勢が随所に観察できました。これらについては、引き続き、最終的な目標達成に向けた適切な活動を期待すると共に、保安検査において指摘を受けることのないよう、少なくとも、今まで以上に保安規定の遵守を確実なものとする取り組みが求められます。

(3) マネジメントレビューの実施状況

2016 年度第 4 回のマネジメントレビューの濃縮事業部に対するアウトプットについては、マネジメントレビュー結果の処置管理表により適切に管理されており、また、2017

年度第1回臨時マネジメントレビューに先立つ事業部長レビューでのコメントについては、社長レビューのインプット情報に反映されていることを事業部長自らが確認するなど、主要なポイントに注力されている状況から、マネジメントレビューは適切に機能していると見受けられます。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

不適合管理の取組みについては、発生事象に対してはいずれも定められた不適合処理票が起票され、不適合の除去、是正処置要否判断、是正処置計画及びその実施、並びに処置完了確認などの主要なプロセスが適切に機能していることが明確です。また、いずれの事例においても、処理に遅滞事象は観察されず、不適合管理面において懸念される事象は見当たりません。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査に係る年度計画の策定、監査計画書の立案、監査チームの編成などを経て、監査が実施されており、すべての対象部署での監査が終了後に監査報告書として総括されていることから、監査プロセスについては適切に機能していると見受けられます。

一方、実施した内部監査が目的に適ったものであるかの評価が必ずしも明確になっていないので、例えば、当年度の内部監査の総括をする際に、監査員による反省会で良かった点、良くなかった点を洗い出し、その結果を次年度の監査に反映することで、更なる監査の質的向上につなげるという考え方があります。

(6) その他(教育訓練、力量管理の状況等)

教育訓練並びに力量管理の状況については、基本的には主要業務の実行状況や保安活動の継続的な実行状況を監査する過程で監査しましたが、技術管理グループ及び濃縮技術課に対してはその他の監査項目として教育訓練及び力量管理を取り上げた結果、いずれの部署においても年度計画に基づいて適切に実施されていることを確認しました。

8. 終わりに

今回の定期監査は、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況などを通じて、JNFLが経営の最重要課題として位置付けた報告徵収命令への対応に注力して実施しましたが、徵収命令に係る濃縮事業部としての自発的な活動を通じ、被監査部署のすべての社員が一丸となって問題の解決に取り組んでいる状況、並びに継続的な改善が進められている状況を観察することができました。

特に、品質保証課におけるベリファイ活動は、既定の要領における不明確な記載の抽出から改善につなげるもので、予防処置に位置付けられる良好な活動ですが、このような機会を捉えて、濃縮事業部の品質マネジメントシステム及び業務プロセスの単純化や簡素化に目を向けては如何でしょうか。

その理由として、一般的に、不適合やトラブルのは正処置の多くが、既存の業務プロセスの確実性を向上させるためにチェック機能の程度や頻度を高める方に向かい、それがマネジメントシステムの有効性の改善と捉えがちですが、濃縮事業部においては今日までに発生の不適合やトラブルによって様々な再発防止対策が組み入れられており、また、他事業部からの水平展開による未然防止策なども多く盛り込まれています。

そのためにマネジメントシステムを構成している各種の業務プロセスが緻密で複雑になり、実務・実作業を行う方にとって負担感が増し、結果としてヒューマンエラーの誘発やチェックの形骸化に向かう一要因と見ることができます。

一方、単純で明快な業務プロセスは、業務手順を実務者・作業者に理解させ、浸透させるのが容易で、しかも業務プロセスに不具合が見つかった場合の問題点の解明が容易などの利点があります。そのような状況に鑑みて、業務プロセスの単純化・簡素化に取り組む価値があり、それもマネジメントシステムの有効性の改善と捉えることができます。

濃縮事業部においては、これまでも要領・細則・マニュアルなどの統廃合によってスリム化が図られていますが、その考え方を更に発展させ、品質マネジメントシステム及び業務プロセスの単純化を目指し、使いやすく、間違いが起こりにくい、しかも無理・無駄なく仕事ができるものに変える努力は無駄なことではないと思われます。

その際に、JNFLは、電力会社を始め外部企業との人的交流が盛んに行われていることから、多様な考え方を共有できる強みがあり、その強みを大いに活用できる機会があるようと思われます。

おわりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04835364号-0)に記載するので、ご参照ください。

以上

添付 1

2017 年度 第 1 回定期監査結果

(濃縮事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	濃縮計画部 計画グループ	
監査実施日	2017年 7月 12日	Ta
(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>◆報告徴収に係る対応策の計画的な実施として、本活動を展開するに際して、報告徴収命令に基づく報告書への理解を深めるために、事業部内の管理職による同報告書の読み合わせ（資料①）が行われました。</p> <p>◆読み合わせの結果、濃縮事業部として取り組む事項の洗い出し（資料②）が行われましたが、既定のは正処置との対比を経て、追加の取組み事項（資料③）が明確にされております。</p> <p>◆追加取組み事項については、第9回不適合等検討会での審議を経て最終的に実施すべき事項が決定し、報告徴収に係る対応策（資料⑤）としてまとめられ、この実施について各部門長に指示されております。</p> <p>◆この指示を受けて、計画グループにおいては、品質目標の達成状況を執務場所に掲示するなどが計画され、2017年度の業務管理実績（案）（資料⑥）に反映過程にあることを確認しました。</p> <p>◆安全文化研修については、2017年度の安全文化に関する計画（資料⑦）が策定されましたが、原子力安全推進協会が主催の安全文化セミナー（基礎編）への参画など、実践的な研修が盛り込まれていることを確認しました。</p> <p>◆同セミナーについては、5月にN氏が参画し、研修の目的や内容に係るアンケート調査（資料⑧）が行われ、本人にとって有意義な研修であった旨の評価がなされていることから、計画グループとしては今後も継続することで、次年度の教育計画時の参考にすることを聴取しました。</p>		
(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令のは正処置状況等) が継続的に改善されている状況		
<p>◆保安検査での指摘事項を受けて、濃縮事業部の保安活動の適正化に向けた計画書（資料⑨）が策定されました。この計画書に基づき、リーダーシップ研修の実施など8項目に対しての具体的な活動が計画され、実施されております。</p> <p>◆一方、濃縮事業部に対するRCAの評価に基づき、これまでの改善活動の適切性を確認するために、毎回2名以上の部門長により、各種改善活動に関連するエビデンスの精査や関係者からの聴き取りなどによって、3/27～4/11の間に6回に亘って検証が実施されていること（資料⑩）を確認しました。</p>		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
事務局部門ではないので、監査の対象外としました。		
(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況		
・過去1年間においては、不適合の発生事象はありません。		
(5) 内部監査の実施状況		
事務局部門ではないので、監査の対象外としました。		
(第三者監査所見)	報告徴収命令に基づく報告書の理解を深めた上で、濃縮事業部としての独自の活動が展開され、また、保安活動の適正化に向けた改善活動が適切に行われている状況が確認できました。現段階で不安材料は観察されません。良好です。	

2017 年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	濃縮事業部 ウラン濃縮技術開発センター 技術管理グループ	
監査実施日	2017年 7月 13日	Yo
(1) 日常業務(品質目標に取り上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	
<p>① 「適切な保安活動」を掲げ、その中から二項目について聞き取りました。</p> <p>i) 「官庁手続き手配漏れ防止」を掲げ、電波法に基づく手続き漏れの状況と同様な事象が発生したこと(手続きが必要の認識がなかった)を鑑み、「購買先が官庁届の要否についても調査し示唆するよう仕様書に明記すること」を、「購買文書の手引き」(資料①)に追記し改訂したことを確認しました。また、「法手続き計画・実績一覧表」(資料②)を月次で見直し、手続き漏れが生じないよう管理されていることを確認しました。</p> <p>ii) 「使用許可申請の変更」については、「核燃料物質使用変更許可申請に向けた方針書」(資料③)を、新規制基準法令要求事項の抽出・対応方針の決定・申請書の完成までのマイルストーンが決められ順調に推移していることを確認しました。</p> <p>② 「安全文化醸成活動」を掲げ、アンケートを今後実施し、意見の収集がなされた段階で、対策を検討し実施する旨を確認しました。</p> <p>③ 「対話活動の促進」を掲げ、昨年度の結果を踏まえて「対話活動アクションプラン」に基づき具体的な展開をすすめる段階ですが、計画が遅延している項目がありました。なお、添付2の提言事項1をご参考下さい。</p> <p>④ 「コントロール可能コストの削減」を掲げ、管理可能なリストが作成済で「2017年度予算の執行に向けたセルフチェック」(資料④)を用いて目標達成に向けて進めていくことを確認しました。</p>		
(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況		
本項については、上記(1)①~③でサンプリングした活動状況の監査と重複します。		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
当グループは、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。		
(4) 不適合管理の取組み状況		
サンプリングした不適合事象(稟議の決裁者印漏れ)については、不適合処理票(資料⑤)が起票され「設計開発業務管理細則の改正」(資料⑥)の決裁者印がウェブ(PC画面)上では承認され、紙ベースで未承認の状態が発見された事象と伺いました。稟議の決裁者印受領までの手続きについて関連規定類で再教育がなされていることを確認しました。		
(5) 内部監査の実施状況		
当グループは、内部監査の事務局業務は無く、本項は該当ありません。		
(6) その他(教育・訓練、力量管理の状況)		
業務の実施に必要な力量到達状況評価記録(資料⑦)に基づき実施記録台帳(資料⑧)が作成され、各個人が必要な力量とその教育・訓練受講状況が管理されていることを確認しました。なお、添付2の提言事項2をご参考下さい。		
(第三者監査所見)		
技術管理Gは、ウラン濃縮技術開発センターの開発計画のマネジメント・電力対応・予算管理等に係る業務を担っています。アクションプランから遅れている部分が見受けられましたが、効果的・継続的な活動が展開され、良好なコミュニケーションが維持されていると判断しました。		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全管理部 品質保証課	
監査実施日	2017年 7月 13日	Ta
(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)	
◆放射線検査管理総括要領など、4件の要領について不明確な記載を抽出して改善するために、ペリファイ活動（資料①）が展開されております。		
◆本活動においては、抽出された不明確な記載がリスト（資料②）に集約され、改善の要否判断がなされています。		
◆改善が必要なものに対しては改善事項処理票（資料③）によって当該要領の所管部署に指示され、最終的に品質保証課は改善策が盛り込まれたことを確認しています。なお、添付2の提言事項3をご参照下さい。		
(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況		
◆機能不全に陥った濃縮事業部の保安活動の是正として、8件の改善活動について、通常業務への移行可否などの観点で検証を行うことが計画（資料④）されました。		
◆検証作業は毎回2名の部長により、各種改善活動に関連するエビデンスの精査や関係者からの聴き取りなど、6回に亘って精力的に行われ（資料⑤）、検証対象となった改善活動については、通常業務として2017年度品質目標に展開する可否判断がなされ、実践されていること（資料⑥）を確認しました。		
(3) マネジメントレビューの実施状況		
◆2016年度第4回マネジメントレビューでのアウトプット（資料⑦）については、処置管理表（資料⑧）により具体策／期限／進捗状況などが明確にされ、適切に管理されていることを確認しました。		
◆2017年度第1回臨時マネジメントレビューに先立つ事業部長レビューで提起された事業部長コメント（資料⑨）については、社長レビューのインプット情報に反映されていることを事業部長自らが確認（資料⑩）しています。		
(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況		
◆不適合事象（ホームページの不適合レベルI公表件数の誤記）に対しては処理票（資料⑪）が起票され、当面の処置（ホームページの公表件数訂正）を経て、是正処置としての、業務マニュアルにおける公表件数の考え方のルール化（資料⑫）が完結していること、並びに発生から是正処置完了までのプロセスが、社内ルールで定められた3ヶ月以内に処理されており（資料⑬）、遅滞ないことについても確認しました。		
(5) 内部監査の実施状況		
◆2016年度計画が策定（資料⑭）され、これに基づいて対象部署、時期などが盛り込まれた監査計画書（資料⑮）がまとめられています。		
◆監査は、認定記録（資料⑯）で資格が確認された監査員チーム（資料⑰）によって行われ、最終的に監査報告書（資料⑱）で総括されていることを確認しました。監査プロセスについては特段、懸念される事象は観察されません。なお、添付2の提言事項4をご参照下さい。		
(第三者監査所見)		
マネジメントレビュー、内部監査、並びに不適合進捗管理を初めとした濃縮事業部内の主要業務については、全般的には決められたことが遵守されている状況から、懸念される事象は観察されません。良好です。		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	濃縮事業部 濃縮運転部 濃縮技術課			
監査実施日	2017年 7月 13日	Yo		
(1) 日常業務 (品質目標に取り上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況	(参照文書・記録等)			
「是正した保安活動を継続的に改善していくための対応策について」を掲げ、その中から四項目について聞き取りました。				
<p>① 法令・許認可事項教育：補正申請した事業者許可申請書（資料①）については、すでに4回の教育が実施されたことを「教育訓練報告書」（資料②）で確認しました。なお、添付2の提言事項5をご参照下さい。</p> <p>② 要領等確認：他の改善等により要領書等の改善要望があった場合の業務活動と伺いましたが、その要望は現在出ていない状況であることを伺いました。</p> <p>③ 開始前の目的確認：各グループのミーティング時に「目的と達成目標の確認」という文書（資料③）を日々作成し、その日の重点項目他を確認し共有する活動がなされていることを確認しました。</p> <p>④ 対話活動：6月5日に今年度の第1回が開催され、経営計画・会社の状況他についての対話活動があった旨を確認しました。今後の継続が期待されます</p> <p>個々の活動計画の実施項目と時期が決定されていますが、第一四半期が経過した段階では、具体的な実施手順の策定が遅れ気味な項目があると感じました。タイムリーな展開が望まれます。</p>				
(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況				
本項については、上記(1)でサンプリングした①～⑤の活動状況の監査と重複します。				
(3) マネジメントレビューの実施状況				
当課は、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。				
(4) 不適合管理の取組み状況				
サンプリングした不適合事象（第1種管理区域内での綿手袋の一時脱装）については、不適合処理票（資料④）が起票され、第1種管理区域内で書類をクリアファイルから取出しにくかったために一時的に綿手袋を外したところを安全推進協議会のパトロールで発見された事象と伺いました。加工施設 不適合管理要領（資料⑤）に基づき当初はレベルBで処理された不適合でしたが、#55のCAP会合で内容の重要性に鑑みレベルAに変更され、管理されていることを議事録（資料⑥）で確認しました。また、4月に臨時の放射線教育を該当者全員に実施したことと教育・訓練報告書（資料⑦）で確認しました。				
(5) 内部監査の実施状況				
当課は、内部監査の事務局業務は無く、本項は該当ありません。				
(6) その他（教育・訓練、力量管理の状況等）				
加工施設 教育・訓練要領（資料⑧）に基づき、「2017年度 保安規定、関係法令等に関する教育・訓練計画」（資料⑨）が策定され、「加工施設 教育・訓練実施管理台帳」（資料⑩）で実施の状況が順調に推移していることを確認しました。				
(第三者監査所見)				
濃縮技術課は、規制庁の保安検査や査察の対応等の工場取りまとめ業務を担っています。効果的な活動が展開され、良好なコミュニケーションが維持されています。別途提起の提言事項を除いては懸念する事項はありません。				

添付 2

監査における 提言事項

- ・提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものです。採否については、被監査者に一任されます。

<提言事項>

1 アクションプランの遅れに対する対応
関連部門 開発センター 技術管理グループ
対話活動アクションプランの具体的な展開時期からの遅れが生じている場合は、その理由を追記して見直されてはいかがでしょうか。
2 業務分担表と力量評価記録との関連付け
関連部門 開発センター 技術管理グループ
技術管理グループ業務分担表で、各業務を誰が実施するかを 主担当者に○の表示が、副担当者に○の表示をしてありました。○及び○が担当できる力量と個人が持つ力量との関連を、業務の実施に必要な力量到達状況評価記録の中で有機的に結び付ける表記方法についてご検討下さい。
3 確認結果リストの改善
関連部門 安全管理部 品質保証課
ベリファイ活動を通じてまとめられた「確認結果リスト」については、対象とした要領に検出された不明確な記載に対する改善策の採否判断結果が「備考」欄に記載されていますが、「備考」ではなく採否判断結果であることが分かるようなタイトルにした方が良いでしょう。
4 内部監査に対する評価
関連部門 安全管理部 品質保証課
2016年度の監査報告書では、JEAC4111-2009 8.2.2(1)で要求の品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかの評価が明確ではありませんが、監査報告書への記載要否を含め、何らかの形でこれを明確にすることをご検討下さい。
5 第一四半期業務目標に対する報告書
関連部門 濃縮運転部 濃縮技術課
第一四半期の業務目標報告書のうち、「法令・許認可事項の教育」についての記載内容に具体性が欠けていました。誰でもが容易に理解できる表現に訂正されてはいかがでしょうか。

添付 3

監査における 良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとつても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	管理職による問題解決の取り組み姿勢
関連部門	濃縮計画部 計画グループ
保安検査において、改善活動に対して機能不全との評価を受けたことに対し、当事者である部門長が直接的にエビデンスの精査や聴き取りを密に行っている状況より、自部門での最重要課題として真摯に受け止めた証しであると捉えることができ、管理職が率先垂範して問題解決に向けての取組み姿勢として参考になる事例です。	

2	既存社内ルールの検証活動
関連部門	安全管理部 品質保証課
品質保証課のベリファイ活動は、同課のリーダーの下、課員が一堂に会して要領を熟読することから不明確な記載を抽出し、記載内容の意図を確認するために当該要領の所管部署から聴き取りなどを行う地道な活動ですが、要領に限らず、同じ目的で既存の各種社内ルールについて検証活動を行う場合に参考となる事例です。	

2017 年度 第 1 回第三者定期監査出席者(濃縮事業部)

月	日	曜 日	時刻		時間	被監査 部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	11	火	15:00	15:20	0:20	濃縮 事業部	全被監査部署		濃縮・埋設 事務所 3F 研修室
	12	水	15:00	16:25	1:25		計画 G		
	13	木	9:00	10:35	1:35		技術管理 G		濃縮・埋設 事務所 1B 会議室
			10:35	12:10	1:35		品質保証課		
			13:30	15:00	1:30		濃縮技術課		
	14	金	15:50	16:25	0:35		全被監査部署		濃縮・埋設 事務所 1A 会議室